

○伊豆の国市水道事業給水条例

平成17年4月1日条例第111号

改正

平成19年3月29日条例第11号

平成19年6月29日条例第15号

平成19年12月25日条例第24号

平成22年10月13日条例第20号

平成23年11月30日条例第22号

平成26年2月26日条例第7号

令和元年9月9日条例第9号

令和2年3月18日条例第11号

令和2年11月30日条例第32号

伊豆の国市水道事業給水条例

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 給水装置の工事及び費用（第4条—第12条）

第3章 給水（第13条—第21条）

第4章 水道料金（第22条—第28条の2）

第5章 管理（第29条—第32条）

第6章 貯水槽水道（第33条・第34条）

第7章 雑則（第35条）

第8章 罰則（第36条・第37条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、伊豆の国市上水道事業、専用水道及び飲料水供給施設（以下「水道事業」という。）の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

（給水区域）

第2条 伊豆の国市水道事業の給水区域は、伊豆の国市水道事業の設置等に関する条例（平成17年

伊豆の国市条例第108号) 第2条第2項に規定する区域とする。

(給水装置の種類)

第3条 給水装置は、次の表のとおりとする。

専用給水装置	1戸又は1か所で専用するもの
共用給水装置	1個のメーター（水の使用水量を計量する機器であって、市が設置したものをいう。以下同じ。）により2戸又は2か所以上で共用するもの
消火栓	消防用に使用するもの
特別給水装置	(1) 工事その他一時的に使用するもの (2) その他市長が認めた目的に供するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み)

第4条 給水装置を新設し、改造し、修繕し、又は撤去しようとする者は、あらかじめ管理者（地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第8条第2項の規定により管理者の権限を行う市長をいう。以下同じ。）に申し込み、その承認を受けなければならない。ただし、修繕にあつては、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項ただし書の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。

2 前項の場合において、管理者は、必要と認めるときは、同項の申込みの際に、利害関係のある者の同意書又はこれに代わる書類の提出を求めることができる。

3 次に掲げる場合は、給水装置の新設の承認をしないことができる。

- (1) 給水区域内における配水管が未布設の地区からの申込みである場合
- (2) 給水契約の受諾により他の需要者への給水に著しい支障をきたすおそれが明らかである場合
- (3) 当該水道事業の事業計画では対応し得ない多量の給水量を伴う場合

(基本加入分担金)

第5条 給水装置の新設又はメーターの口径（以下単に「口径」という。）を増す改造をしようとする者は、次の各号の場合に応じ、当該各号に定める額の基本加入分担金（以下「分担金」という。）を納入しなければならない。

- (1) 給水装置の新設をする場合 別表第1の左欄に掲げる口径の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額

(2) 給水装置の口径を増す改造をする場合 別表第1の左欄に掲げる改造後の口径の種類に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる額から同表の左欄に掲げる改造前の口径の種類に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる額を控除した額

2 分担金は、前条第1項の承認後、これを徴収する。

3 既に納付された分担金は、還付しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(工事の施行)

第6条 第4条第1項の規定による申込みに係る工事（以下「給水装置工事」という。）は、管理者又は法第16条の2第2項に規定する指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）が施行する。

2 指定工事事業者は、前項の規定により給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、工事完成後に管理者の工事検査を受けなければならない。

3 管理者は、指定工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

4 指定工事事業者に関し必要な事項は、管理者が定める。

(給水管及び給水用具の指定)

第7条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口からメーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 前項の規定による指定の権限は、法第16条の規定による給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解してはならない。

(メーターの設置)

第8条 メーターは、給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。ただし、メーターの設置が必要ないと管理者が認めた場合は、この限りでない。

2 メーターの位置が管理上不適当となったときは、管理者は、給水装置の所有者（所有者が不明の場合にあつては、使用者又は管理人）の負担においてこれを変更し、又は改善させることができる。

(工事の費用負担)

第9条 第6条の規定による給水装置工事に要する費用（以下「工事費」という。）は、当該申込者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、管理者がその費用を負担する。

（工事費の算出方法）

第10条 管理者が施行する給水装置工事の工事費は、次に掲げる費用の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- （1） 材料費
- （2） 運搬費
- （3） 労力費
- （4） 道路復旧費
- （5） 工事監督費
- （6） 間接経費

- 2 前項各号に掲げるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を同項の工事費に加算する。
- 3 前2項に規定する工事費の算出に関し必要な事項は、管理者が定める。

（工事費の納入）

第11条 管理者が給水装置工事を施行する場合において、管理者に当該給水装置工事の申込みをした者は、前条の規定により算出した工事費の概算額を管理者が指定する期日までに、あらかじめ納入しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。

- 2 前項の工事費の概算額は、工事完成後に清算する。

（給水装置の変更等の工事）

第12条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

第3章 給水

（給水の原則）

第13条 市は、給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。ただし、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情がある場合は、給水を制限し、又は停止することができる。

2 前項ただし書の場合において、給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項ただし書の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

(給水契約の申込み)

第14条 水道を使用しようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(管理人の選定)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、料金その他水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。管理人に変更があったときも、同様とする。

(1) 給水装置を共有する者

(2) 共用給水装置の所有者

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認めた者

2 管理者は、前項の管理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

(メーターの貸与)

第16条 メーターは、水道の使用者若しくは管理人又は給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）が保管するものとする。

2 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 水道使用者等は、前項に規定する管理義務を怠ったためにメーターを亡失し、又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

(給水量の計量)

第17条 給水量は、メーターにより、あらかじめ管理者が定めた日（以下「定例日」という。）に計量した水量（以下「使用水量」という。）とする。

2 前項の場合において、やむを得ない理由があるときは、管理者は、定例日以外の日に計量することができる。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第18条 水道使用者等は、水道の使用を中止しようとするときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければな

らない。

(1) 水道の利用者の氏名又は住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名又はその所在地）に変更があったとき。

(2) 給水装置の所有者に変更があったとき。

（消火栓の使用）

第19条 消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか、これを使用してはならない。

2 消火栓を消防の演習に使用するときは、その旨を管理者に届け出なければならない。この場合において、管理者がその必要がないと認めるときを除き、管理者の指定する職員の立会いを受けるものとする。

（水道利用者等の管理上の責任）

第20条 水道利用者等は、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理するものとし、異常があるときは、直ちに、管理者に届け出るとともに、修繕その他必要な措置を執らなければならない。

2 管理者は、前項の措置が講じられない場合は、修繕その他必要な処置を行うことができる。

3 前項の場合において、修繕その他の措置等に要した費用があるときは、当該水道利用者等の負担とする。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、これを徴収しないことができる。

4 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、当該水道利用者等がその責めを負うものとする。

（給水装置及び水質の検査）

第21条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道利用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 この場合において、特別の費用を要したときは、検査を請求した者からその実費を徴収する。ただし、管理者が必要ないと認めたときは、この限りでない。

第4章 水道料金

（水道料金の支払義務）

第22条 水道料金は、水道利用者等から徴収する。

2 共用給水装置の所有者は、水道料金の納入について使用者と連帯して、その責任を負うものとする。

（水道料金）

第23条 水道料金は、一使用期（定例日から次の定例日までの期間をいう。以下同じ。）の使用水量につき、別表第2に規定する基本料金及び従量料金の合計額（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。ただし、臨時用（工事現場等に一時的に給水するものをいう。）の水道料金にあっては、使用された水量に1立方メートル当たり220円を乗じて得た額とする。

（使用水量の認定）

第24条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量を認定する。

- （1）メーターに異常があったとき。
- （2）使用水量が不明のとき（前号の場合を除く。）。

（特別な場合の水道料金の算定）

第25条 一使用期の中途において水道の使用を開始し、又は使用を中止したときの水道料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- （1）使用日数が30日未満 基本料金を2で除した額及び従量料金の合計額
- （2）使用日数が30日以上 基本料金及び従量料金の合計額

2 一使用期の中途においてその口径を変更したときの水道料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- （1）変更後の使用日数が30日未満 変更前の口径の基本料金及び従量料金の合計額
- （2）変更後の使用日数が30日以上 変更後の口径の基本料金及び従量料金の合計額

（臨時使用の場合の概算料金の前納）

第26条 工事その他の理由により一時的に水道を使用する者は、水道の使用申込みの際、管理者が定める概算の水道料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の概算の水道料金は、水道の使用をやめたときに、精算する。

（水道料金の徴収方法）

第27条 水道料金は、一使用期ごとに徴収するものとし、その方法は、納入通知書による払込み又は口座振替によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、水道の使用を中止したときは、その都度徴収するものとする。

（分担金及び水道料金の減免）

第28条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない分担金及び水道料金を減額し、又は免除することができる。

（水道料金債権の放棄）

第28条の2 管理者は、消滅時効が完成した水道料金に係る債権について、これを放棄することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第29条 法第17条の規定により給水装置を検査した場合において、管理者が水道の管理上必要があると認めるときは、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第30条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が管理者又は指定工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第31条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の利用者が第10条の工事費、第20条第3項の修繕費又は第22条の水道料金を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の利用者が正当な理由がなく、第17条の給水量の計量又は法第17条の給水装置の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水装置を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なおこれを改めないとき。

(給水装置の切離し)

第32条 管理者は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

第6章 貯水槽水道

(市の責務)

第33条 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）

の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第34条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。以下同じ。)

の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 雑則

(委任)

第35条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

第8章 罰則

(罰則)

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第4条第1項の承認を受けないで、給水装置を新設し、改造し、修繕し、又は撤去した者。
ただし、修繕にあつては、法第16条の2第3項ただし書の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。
- (2) 正当な理由がなく、第8条のメーターの設置、第17条の給水量の計量、第31条の給水の停止及び第32条の給水装置の切離し並びに法第17条の給水装置の検査を拒み、又は妨げた者
- (3) 第20条第1項に規定する措置を執らなかつた者
- (4) 第5条の分担金の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(料金を免れた者に対する過料)

第37条 詐欺その他不正の行為によって第22条の水道料金の徴収を免れた者については、徴収を免れた金額の5倍に相当する額(当該5倍に相当する額が5万円を超えないときは、5万円)以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の伊豆長岡町上水道事業給水条例（平成10年伊豆長岡町条例第11号）、韮山町上水道給水条例（平成10年韮山町条例第9号）、大仁町上水道給水条例（昭和42年大仁町条例第5号）又は大仁町上水道事業工事分担金条例（昭和42年条例第6号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成19年3月29日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年6月29日条例第15号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第4の規定は、この条例の施行の日以後の給水に係る水道料金から適用し、同日前の給水に係る水道料金については、なお従前の例による。

附 則（平成19年12月25日条例第24号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の伊豆の国市簡易水道等事業の設置等に関する条例第3条及び別表第2並びに第2条の規定による改正後の伊豆の国市上水道給水条例第5条第1項及び別表第1の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に給水装置（市の設置した配水管から分岐して設けられた給水管及び給水用具をいう。）の新設又はメーター（水の使用水量を計量する機器であって、市が設置したものをいう。）の口径を増す改造の申込み（以下「新設等の申込み」という。）をした者から適用し、施行日前に新設等の申込みをした者については、なお従前の例による。

附 則（平成22年10月13日条例第20号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の伊豆の国市簡易水道等事業の設置等に関する条例第4条及び別表第3並びに第2条の規定による改正後の伊豆の国市上水道給水条例第23条及び別表第2（以下これらを「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の給水に係る水道料金から適用し、施行日前の給水に係る水道料金については、なお従前の例による。この場合において、施行日前から引き続き使用するときの水道料金については、各日の使用水量を均等とみなし、日割りによって計算する。

3 改正後の条例の規定にかかわらず、平成23年4月1日から平成25年3月31日までの間における臨時用を除く水道料金は、次の各号に掲げる区域に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、附則別表の各表に掲げる異なる使用期間の区分を引き続き使用するときの水道料金については、各日の使用水量を均等とみなし、日割りによって計算する。

(1) 旧伊豆長岡上水道の区域 一使用期の使用水量につき、附則別表の1の表に規定する基本料金及び従量料金の合計額（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。ただし、算定した水道料金の額が、改正後の条例により算定した場合における水道料金の額を上回る場合は、改定後の水道料金の額とする。

(2) 旧韮山上水道の区域 一使用期の使用水量につき、附則別表の2の表に規定する基本料金及び従量料金の合計額（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。

(3) 旧大仁上水道及び簡易水道等事業の区域 一使用期の使用水量につき、附則別表の3の表に規定する基本料金及び従量料金の合計額（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。

附則別表（附則第3項関係）

1 旧伊豆長岡上水道の区域

(1) 基本料金

口径	金額	
	平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで	平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで
13mm	1,280円	1,081円
20mm	2,078円	1,784円
25mm	2,728円	2,361円
30mm	4,110円	3,430円

40mm	6,584円	5,539円
50mm	12,424円	10,454円
75mm	25,646円	21,433円
100mm	42,816円	35,898円

(2) 従量料金

使用水量 (1 m ³ につき)	金額	
	平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで	平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで
20m ³ までの分	17円85銭	35円70銭
20m ³ を超え100m ³ までの分	66円85銭	65円45銭
100m ³ を超え500m ³ までの分	73円85銭	74円20銭
500m ³ を超え1,000m ³ までの分	77円35銭	81円20銭
1,000m ³ を超える分	84円35銭	89円95銭

2 旧韮山上水道の区域

(1) 基本料金

口径	金額	
	平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで	平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで
13mm	1,414円	1,148円
20mm	1,896円	1,693円
25mm	2,274円	2,134円
30mm	2,946円	2,848円
40mm	3,738円	4,116円
50mm	7,728円	8,106円
75mm	12,740円	14,980円
100mm	18,760円	23,870円

(2) 従量料金

使用水量 (1 m ³ につき)	金額	
	平成23年4月1日から	平成24年4月1日から

	平成24年 3月31日まで	平成25年 3月31日まで
20m ³ までの分	17円85銭	35円70銭
20m ³ を超え100m ³ までの分	77円35銭	70円70銭
100m ³ を超え500m ³ までの分	101円85銭	88円20銭
500m ³ を超え1,000m ³ までの分	126円35銭	105円70銭
1,000m ³ を超える分	129円85銭	112円70銭

3 旧大仁上水道及び簡易水道等事業の区域

(1) 基本料金

口径	金額	
	平成23年 4月1日から 平成24年 3月31日まで	平成24年 4月1日から 平成25年 3月31日まで
13mm	882円	882円
20mm	1,084円	1,287円
25mm	1,252円	1,623円
30mm	1,504円	2,127円
40mm	2,086円	3,290円
50mm	3,416円	5,950円
75mm	6,328円	11,774円
100mm	10,248円	19,614円
150mm以上	22,624円	44,366円

(2) 従量料金

使用水量 (1m ³ につき)	金額	
	平成23年 4月1日から 平成24年 3月31日まで	平成24年 4月1日から 平成25年 3月31日まで
20m ³ までの分	17円85銭	35円70銭
20m ³ を超え100m ³ までの分	50円75銭	57円40銭
100m ³ を超え500m ³ までの分	68円95銭	71円75銭
500m ³ を超え1,000m ³ までの分	72円45銭	78円75銭
1,000m ³ を超える分	75円95銭	85円75銭

附 則（平成23年11月30日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年2月26日条例第7号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（公の施設の使用料の改定に伴う経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に施設の使用の承認がなされた場合における使用料については、なお従前の例による。

（下水道等の使用料の改定に伴う経過措置）

4 第11条の規定による改正後の伊豆の国市簡易水道等事業の設置等に関する条例（以下「新簡易水道等事業の設置等に関する条例」という。）第4条、別表第2及び別表第3並びに第12条の規定による改正後の伊豆の国市上水道給水条例（以下「新上水道給水条例」という。）第10条、第23条、別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している簡易専用水道等及び上水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するものに係る使用料（施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後である簡易専用水道等及び上水道の使用にあつては、当該確定した使用料のうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料を前回確定日（その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。）については、なお従前の例による。

5 第3項及び前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

6 新簡易水道等事業の設置等に関する条例別表第2の規定及び新上水道給水条例別表1の規定は、施行日以後の申込みに係る基本加入分担金について適用し、施行日前の申込みに係る基本加入分担金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月9日条例第9号）

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前から継続している公共下水道及び水道の使用で支払いを受ける権利が令和元

年11月30日までに確定するものに係る公共下水道の使用料及び水道料金の額については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月18日条例第11号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年11月30日条例第32号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の伊豆の国市水道事業給水条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 令和2年3月31日以前に水道料金に係る債権が生じた場合における当該債権の放棄については、なお従前の例による。

別表第1（第5条第1項関係）

口径	金額
13mm	38,500円
20mm	99,000円
25mm	154,000円
30mm	231,000円
40mm	429,000円
50mm	682,000円
75mm	1,650,000円
100mm	2,970,000円
150mm以上	管理者が定める額

別表第2（第23条関係）

1 基本料金

口径	金額
13mm	924円
20mm	1,562円
25mm	2,090円
30mm	2,882円

40mm	4,708円
50mm	8,888円
75mm	18,040円
100mm	30,360円
150mm以上	69,256円

2 従量料金

使用水量（1 m ³ につき）	金額
20m ³ までの分	56円10銭
20m ³ を超え100m ³ までの分	67円10銭
100m ³ を超え500m ³ までの分	78円10銭
500m ³ を超え1,000m ³ までの分	89円10銭
1,000m ³ を超える分	100円10銭